

大情審答申第518号
令和5年2月28日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市情報公開審査会
会長 玉田 裕子

答申書

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第17条に基づき、大阪市長から令和3年12月10日付け大総務第e-286号及び同日付け大総務第e-287号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

大阪市消防長（以下「実施機関」という。）が令和3年11月4日付け大消司第345号により行った公開決定（以下「本件決定1」という。）及び同日付け大消司第346号により行った部分公開決定（以下「本件決定2」という。）はいずれも妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、令和3年10月20日、条例第5条の規定に基づき、実施機関に対し、請求する公文書の件名又は内容として「大阪市東住吉区長居の長居公園での落雷事件で通報を受けて、業務開始となり、業務を終了した事件の内容を整理して業務報告を作成しているかこの報告書一式等などの資料。」と表示して公文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件各決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を、南方面隊 DC013 出場報告（平成24年8月18日災害番号0353）、南方面隊 DC013 出場報告（平成24年8月18日災害番号0418）、阿倍野消防署阪南出張所 A393 出場報告（平成24年8月18日災害番号0418）、住之江消防署 A356 出場報告（平成24年8月18日災害番号0418）、住吉消防署 R046 出場報告（平成24年8月18日災害番号0353）、住吉消防署 R046 出場報告（平成24年8月18日災害番号0418）、住吉消防署 A366 出場報告（平成24年8月18日災害番号0353）、住吉消防署 A297 出場報告（平成24年8月18日災害番号0353）、住吉消防署 A297 出場報告（平成24年8月18日災害番号0418）、住吉消防署荻田出張所 A387 出場報告（平成24年8月18日災害番号0353）、東住吉消防署 CC306 出場報告（平成24年8月18日災害番号0353）、東住吉消防署 CC306 出場報告（平成24年8月18日災害番号0418）、東住吉消防署 R055 出場報告（平成24年8月18日災害番号0418）、東

住吉消防署 ST158 出場報告（平成 24 年 8 月 18 日災害番号 0418）、東住吉消防署北田辺出張所 ST189 出場報告（平成 24 年 8 月 18 日災害番号 0418）、平野消防署喜連出張所 ST205 出場報告（平成 24 年 8 月 18 日災害番号 0353）、平野消防署喜連出張所 A298 出場報告（平成 24 年 8 月 18 日災害番号 0353）、平野消防署喜連出張所 A298 出場報告（平成 24 年 8 月 18 日災害番号 0418）及び西成消防署 A363 出場報告（平成 24 年 8 月 18 日災害番号 0418）（以下「本件文書 1」という。）並びに東住吉消防署救護報告（平成 24 年 8 月 18 日災害番号 0353）、東住吉消防署救護報告（平成 24 年 8 月 18 日災害番号 0418）、阿倍野消防署 A361 出場報告（平成 24 年 8 月 18 日災害番号 0418）、阿倍野消防署 A396 出場報告（平成 24 年 8 月 18 日災害番号 0418）、住之江消防署 A356 出場報告（平成 24 年 8 月 18 日災害番号 0418）及び東住吉消防署杭全出張所 A281 出場報告（平成 24 年 8 月 18 日災害番号 0418）（以下「本件文書 2」といい、また、本件文書 1 と併せて、以下「本件各文書」という。）と特定した上で、本件文書 1 については本件決定 1 を行い、また、本件文書 2 については、通報者氏名、警察官の氏名並びに傷病者の氏名、生年月日、年齢、搬送先医療機関及び傷病名を公開しない理由を次のとおり付して、本件決定 2 を行った。

記

- (1) 東住吉消防署救護報告（平成24年 8 月18日災害番号0353）について

【公開しないこととした部分】

ア 通報者氏名

イ 事案詳細欄（傷病者の氏名、生年月日、年齢、搬送先医療機関及び傷病名）

【上記の部分を開示しない理由】

大阪市情報公開条例第 7 条第 1 号に該当
(説明)

個人に関する情報であつて、当該情報そのものにより若しくは他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められ、かつ、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

- (2) 東住吉消防署救護報告（平成24年 8 月18日災害番号0418）について

【公開しないこととした部分】

事案詳細欄（警察官の氏名並びに傷病者の氏名、生年月日、年齢、搬送先医療機関及び傷病名）

【上記の部分を開示しない理由】

大阪市情報公開条例第 7 条第 1 号に該当
(説明)

個人に関する情報であつて、当該情報そのものにより若しくは他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報又は特定の個人を識別することはでき

ないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められ、かつ、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

- (3) 阿倍野消防署A361出場報告（平成24年8月18日災害番号0418）、阿倍野消防署A396出場報告（平成24年8月18日災害番号0418）及び東住吉消防署杭全出張所A281出場報告（平成24年8月18日災害番号0418）について

【公開しないこととした部分】

備考欄（搬送先医療機関）

【上記の部分を開示しない理由】

大阪市情報公開条例第7条第1号に該当
(説明)

個人に関する情報であつて、当該情報そのものにより若しくは他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められ、かつ、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

- (4) 住之江消防署A356出場報告（平成24年8月18日災害番号0418）について

【公開しないこととした部分】

備考欄（傷病者の氏名、年齢及び搬送先医療機関）

【上記の部分を開示しない理由】

大阪市情報公開条例第7条第1号に該当
(説明)

個人に関する情報であつて、当該情報そのものにより若しくは他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められ、かつ、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため

3 審査請求

審査請求人は、令和3年11月24日、本件各決定を不服として実施機関に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条第4号に基づき審査請求（以下「本件決定1」に対する審査請求を「本件審査請求1」といい、「本件決定2」に対する審査請求を「本件審査請求2」といい、「本件審査請求1」と「本件審査請求2」をあわせて以下「本件各審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求に係る処分の内容

公開決定通知書、大消司第345号令和3年11月4日付部分公開決定通知書、大消司第346号令和3年11月4日付において、資料を閲覧したが、担当者の署名、捺印されてい

ない資料が数点あった。

応対してくれた消防署職員からの説明では、私が申請した内容の一部しか開示されていないを確認したので審査を請求する。

2 審査請求の趣旨及び理由

開示された資料に責任者の署名・捺印がない。

消防活動における、すべての消防車、救急車の活動記録を開示していない。

すべて、開示を求める。

第4 実施機関の主張

1 本件決定1の理由

実施機関では、消防部隊が出場した救護事案（火災、救急、救助事案以外の災害等に係る事案をいう。以下同じ。）に係る警防活動の実施結果として、その救護事案の詳細、出場した消防車両の台数・人員等について救護報告を、災害に出場した各隊に係る活動の時系列、警防活動の内容等について出場報告を災害から帰署（所）した後に速やかに作成している。

本件各文書は、平成24年8月18日に大阪市東住吉区に所在する長居公園内で発生した落雷事故（以下「本件落雷事故」という。）発生場所の行政区を管轄する東住吉消防署の職員が救護報告を、本件落雷事故に出場した各隊の職員が出場報告を作成したものであるが、実施機関は、これら本件各文書を請求日時点において実施機関が保有する本件請求内容に関わる公文書と特定し、そのうち、本件文書1については条例の原則公開の理念に基づき、本件決定1を行ったものである。

2 本件決定2の理由

審査請求人の主張には判然としない点があるが、審査請求人は、本件決定2において公開しないこととした部分の全てが非公開情報に該当しないことを理由に、本件決定2の取消し及び当該部分の公開を求めていると善解し、以下本件決定2の理由を説明する。

(1) 本件決定2において非公開とした情報について

本件文書2について、実施機関が本件決定2において公開しないこととした情報は、救護報告及び出場報告（以下「救護報告等」という。）に記録された通報者氏名、警察官の氏名並びに傷病者の氏名、生年月日、年齢、搬送先医療機関及び傷病名（以下「本件非公開部分」という。）である。

(2) 本件非公開部分の条例第7条第1号該当性について

本件非公開部分について、当該部分が個人に関する情報に該当するか否か、また、当該情報そのものにより若しくは他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報（以下「個人識別情報」という。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報（以下「利益侵害情報」という。）に該当するか否かを以下説明する。

ア 通報者氏名

当該通報者の個人に関する情報に該当する。そして、氏名は当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであり、個人識別情報に該当する。

イ 警察官の氏名

当該警察官の個人に関する情報に該当する。そして、氏名は当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであり、個人識別情報に該当する。

なお、大阪府警察本部においては課長・警部以上の職階にある職員のみ氏名を公開していることを踏まえ、実施機関ではこれまでもそれに準じた対応をしていることから、本件決定2を行うに際しても、当該警察官の職階が課長・警部未満の職階であったことを大阪府警察本部に問い合わせ確認し、非公開としている。

ウ 傷病者の氏名、生年月日及び年齢

当該傷病者の個人に関する情報に該当する。

そして、氏名、生年月日及び年齢は、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであり、個人識別情報に該当する。

エ 搬送先医療機関

傷病者個人が搬送された医療機関に係る情報であるから、個人に関する情報に該当する。そして、一般的に傷病者にとって、病気の種別や受診の事実は、個人の身体に関わる重大な私的情報であるが、医療機関によっては精神科、心療内科のみを診療科目としているもの、がん治療を専門としているものもあることから、当該医療機関の名称などから、病気の種別や受診の事実をうかがい知ることが可能となる。よって、個人の人格に密接に関連し、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものであり、利益侵害情報に該当する。

オ 傷病名

傷病者の傷病に係る情報であるから、個人に関する情報に該当する。

そして、一般的に傷病者にとって、傷病名は、個人の身体に関わる重大な私的情報であり、個人に関する情報の中でも秘匿性が極めて高く、他人に知られたくないと考える情報である。よって、個人の人格に密接に関連し、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものであり、利益侵害情報に該当する。

(3) その他審査請求人の主張について

ア 「開示された資料に責任者の署名、捺印がない」とする主張について

審査請求人は、実施機関から交付された救護報告等の一部に、職員の印影がないものが含まれていることを不服としている。職員の印影がない救護報告等を審査請求人に交付するに至った経緯は以下のとおりである。

本件請求に伴い、東住吉消防署の職員が作成した公文書を保管している同署の

書庫から、本件落雷事故に係る救護報告等を編集している簿冊「消防報告書類」（平成 24 年度）を出そうとしたところ、所在が不明となっていることがわかった。

そして、その後の調査の結果、平成29年に同署の職員が同書庫に保管された簿冊を整理した際、保存期間が10年である救護報告等の保存期間を5年と誤認して廃棄予定の年度ごとに段ボール箱等に梱包して同書庫に保管していたため、それに従って、平成30年度に本件落雷事故に係る救護報告等を廃棄していたことが判明した。

以上のことから、職員の印影がある救護報告等は物理的に存在せず、審査請求人に交付できないこととなったが、その理由が実施機関の公文書の管理が適正でなく誤廃棄していたことによるものであったこと、また、当初審査請求人から聞いていた本件請求の趣旨が、救護報告等の意思決定の経過を知りたいというものではなく本件落雷事故に係る消防部隊の活動内容を知りたいというものであったことを考慮し、審査請求人の公文書公開請求の権利を十分に尊重する見地から、不存在による非公開決定は行わず、実施機関の消防情報システムに電磁的記録として残存していた救護報告等を出力し、職員の印影がない救護報告等を審査請求人に交付するに至ったものである。

なお、誤廃棄により職員の印影がある救護報告等は存在しない旨は、本件各文書を審査請求人へ交付する際に、同人に対し既に説明済みであることを申し添える。

イ 「消防活動における、すべての消防車、救急車の活動記録を開示していない」とする主張について

実施機関においては、消防部隊の中でも救急隊が出場した救護事案については、上記 1 で説明した救護報告等の作成に加えて、大阪市消防局救急規程（昭和62年消防長達第 4 号）第30条の規定に基づき、当該救急隊が行った活動の記録として救急活動記録を作成し、当該記録を作成した消防署において保管している。

本件落雷事故においても、救急隊として出場した職員が救急活動記録を作成し、同記録を作成した消防署において保管していたが、救急活動記録については保存期間が 5 年であるところ、平成24年 8 月18日に発生した本件落雷事故に伴う救急活動について作成した同記録は、平成29年度末で保存期間が満了しており、請求日時点において、既に廃棄しているため存在しない。

よって、同記録を除く本件落雷事故に係る全ての業務上の報告として、本件落雷事故に係る救護事案全 2 件分の救護報告とこれら救護事案に出場した消防車両全23台分の出場報告、すなわち本件各文書を本件請求に係る公文書として特定し、審査請求人へ交付したものである。

(4) 結論

以上の次第であり、本件各決定は条例に則った適正なものである。

第 5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開の義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいふまでもない。

2 争点

実施機関は、本件請求に係る公文書として第2・2記載の本件各文書を特定し、本件各決定を行ったのに対して、審査請求人は、第3・2記載のとおり、請求した全ての文書が公開されていないこと、対象となる文書の全てを開示すべきことを主張している。

以上のことを踏まえれば、本件審査請求における争点は、①本件決定2に係る非公開部分（以下「本件各非公開部分」という。）の条例第7条第1号該当性、②本件各文書を特定したことの妥当性である。

3 争点①について

(1) 条例第7条第1号の基本的な考え方

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報…であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は原則として非公開とすることを規定するが、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例…の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、条例第7条第1号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

(2) 本件各非公開部分の条例第7条第1号該当性について

ア はじめに

本件各非公開部分は、本件文書2のうち、「通報者氏名」、「警察官の氏名並びに傷病者の氏名」、「生年月日」、「年齢」、「搬送先医療機関」及び「傷病名」に係る情報である。

以下、上記の各項目に係る情報毎に検討する。

イ 本件各非公開部分について

(ア) 通報者氏名について

通報者の氏名に係る情報は、当該通報者の個人に関する情報に該当するものであり、当該情報そのものにより、特定の個人を識別することができるものであることから、個人識別情報に該当する。よって、本情報は、条例第7条第1号本文に該当する。

また、本情報は、その性質上、条例第7条第1号ただし書ア、イ及びウには該当しないと認められる。

よって、本情報は、条例第7条第1号に該当する。

(イ) 警察官の氏名について

警察官の氏名に係る情報は、当該警察官の個人に関する情報に該当するものであり、当該情報そのものにより、特定の個人を識別することができるものであることから、個人識別情報に該当する。よって、本情報は、条例第7条第1号本文に該当する。

なお、実施機関によれば、大阪府警察本部においては課長・警部以上の職階にある職員のみ氏名を公開する取扱いとしているところ、本件文書2において氏名を非公開とした警察官については、実施機関から大阪府警察本部への問い合わせにより、その職階が課長・警部未満であることを確認したとのことであり、この点を疑わせる特段の事情も認められないことから、本情報は、条例第7条第1号ただし書アには該当せず、同号ただし書イ及びウにも該当しないと認められる。

よって、本情報は、条例第7条第1号に該当する。

(ロ) 傷病者の氏名、生年月日及び年齢について

傷病者の氏名、生年月日及び年齢に係る情報は、当該傷病者の個人に関する情報に該当するものであり、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであることから、個人識別情報に該当する。よって、本情報は、条例第7条第1号本文に該当する。

また、本情報は、その性質上、条例第7条第1号ただし書ア、イ及びウには該当しないと認められる。

よって、本情報は、条例第7条第1号に該当する。

(ハ) 搬送先医療機関について

搬送先医療機関に係る情報は、傷病者個人が搬送された医療機関に係る情報であるから、個人に関する情報に該当するものである。また、一般的には、傷病者にとって、病気の種別や受診の事実は、個人の身体に関わる重大な情報で

あり、さらに、当該医療機関の名称などから、病気の種別や受傷の程度をうかがい知ることが可能となるものであることから、本情報は個人の人格に密接に関連し、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものであり、利益侵害情報に該当する。よって、本情報は、条例第7条第1号本文に該当する。

また、本情報は、その性質上、条例第7条第1号ただし書ア、イ及びウには該当しないと認められる

よって、本情報は、条例第7条第1号に該当する。

(オ) 傷病名について

傷病名に係る情報は、傷病者個人の傷病に係る情報であるから、個人に関する情報に該当するものである。また、一般的に傷病者にとって、傷病名は、個人の身体に関わる重大な情報であり、個人に関する情報の中でも秘匿性が極めて高く、通常、他人には知られたくないと考える情報であると認められることから、本情報は個人の人格に密接に関連し、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものであり、利益侵害情報に該当する。よって、本情報は、条例第7条第1号本文に該当する。

また、本情報は、その性質上、条例第7条第1号ただし書ア、イ及びウには該当しないと認められる

よって、本情報は、条例第7条第1号に該当する。

ウ 小括

以上のとおり、本件各非公開部分は条例第7条第1号に該当するものであるから、この点に係る実施機関の判断は妥当である。

4 争点②について

(1) はじめに

審査請求人は、本件各決定に基づき公開された本件各文書について、「責任者の署名・捺印がない」ものがあることを理由に、本件各文書の他にも、公開すべき文書があること（他に特定すべき公文書が存在すること）を主張しているものと解される。

そこで、本件各決定における本件各文書の特定の妥当性について、以下、検討する。

(2) 本件各決定における公文書特定の妥当性について

当審査会において本件各文書を確認したところ、本件文書1のうち、東住吉消防署作成に係る「出場報告」について「署長」、「副署長」、「担当指令」、「担当」欄にそれぞれ捺印がないこと、本件文書2のうち、東住吉消防署作成に係る「救護報告」及び「出場報告」について「署長」、「副署長」、「担当指令」、「担当」欄にそれぞれ捺印がないことが認められた。

これらの捺印がないことについて、実施機関は、第4・2(3)記載のとおり、当該「出場報告」及び「救護報告」についても、元来、「署長」、「副署長」、「担当指令」、

「担当」欄に捺印のあるものを作成、保管していたものであるところ、これらの文書について保存期間を誤り、本件請求時点で既に廃棄をしてしまったものと主張するが、この点について特段の疑義をうかがわせる事情は認められない。

また、実施機関は、第4・2(3)記載のとおり、廃棄をしてしまったことから、当該「出場報告」及び「救護報告」について、「署長」、「副署長」、「担当指令」、「担当」欄に捺印のあるものは本件請求時点で存在しないものであったものの、実施機関における消防情報システム内に電磁的記録という形で残存していた当該「出場報告」及び「救護報告」を紙媒体の形に出力した上で、当該各文書（「署長」、「副署長」、「担当指令」、「担当」欄に捺印のないもの）を本件請求に係る対象文書として特定したものと主張するが、これらの文書について、「署長」、「副署長」、「担当指令」、「担当」欄に捺印のなされていた当該「出場報告」及び「救護報告」と内容において齟齬があること（事後的に加除修正等が行われていること）をうかがわせるような特段の事情も認められず、電磁的記録も条例第5条に基づく公開請求の対象になること（条例第2条第2項）に照らせば、本件請求に対して、このような「署長」、「副署長」、「担当指令」、「担当」欄に捺印のない当該「出場報告」及び「救護報告」を特定した経過・方法についても、条例に照らして特段不合理なものとは言えない。

さらに、その他の審査請求人の主張を踏まえても、本件各文書以外に本件請求に対して特定すべき公文書が存在することをうかがわせる事情は認められない。

(3) 小括

以上のことから、実施機関が本件各文書を特定したことについては相当である。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

6 付言

上記4記載のとおり、実施機関がその職員の捺印欄に捺印のない「出場報告」及び「救護報告」を本件請求の対象文書として特定したこと自体は、本件請求時点の客観的な状況の下では、結論としては相当であったと言える。

しかしながら、実施機関が当該「出場報告」及び「救護報告」の正確な保存期間を認識していれば、その作成に権限のある職員の捺印のある当該「出場報告」及び「救護報告」が廃棄されることはなく、以て、当該「出場報告」及び「救護報告」が真正に作成されたものであることも明確に示された文書を審査請求人に示すことが可能であったと思料され、実施機関による対象文書の特定に疑義を抱かせることもなかったと言うことができる。

よって、実施機関においては、その保有する公文書の正しい保存期間の把握等、適切な公文書管理を徹底することとされたい。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 玉田 裕子、委員 小林 美紀、委員 重本 達哉

(参考) 答申に至る経過

令和3年度諮問受理第45、46号

年 月 日	経 過
令和3年12月10日	諮問書の受理
令和4年3月29日	実施機関からの意見書の収受
令和4年9月21日	調査審議
令和4年10月25日	調査審議
令和5年2月28日	答申